

◎ 香川県教職員組合の要求書への回答

令和7年1月29日(水)

要 求 事 項	回 答
4(1) 一人ひとりの教職員の意思を尊重し、希望と納得に基づく人事を行うこと。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。
4(2) 異動発表日少なくとも1ヶ月前に、本人に必ず内示を行うこと。特に、住居や勤務内容が大きく異なる転任（へき地への転任や校種間交流、センター勤務、任命権者の変わる異動など）については具体的な転出先を明示した打診・内示を行うこと。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 ○ 地域間人事交流については、「教職員の資質能力の向上、学校の活性化を図り、もって本県の教育水準の維持向上に資するため」に、教職員のキャリアステージを考慮しながら、全県的視野に立って推進している。 ○ 新規採用教職員については、人事異動の基本的な考え方に示した人材育成の視点に立った人事異動を行っている。
4(3) 「人事異動の基本的な考え方」にある地域間人事交流の原則を撤回すること。また、新規採用職員の転任については機械的に行わず、本人の希望を尊重すること。	○ 人事異動については、人事異動の基本方針や人事異動の基本的な考え方に基づき、公平・公正に行っている。 ○ 地域間人事交流については、「教職員の資質能力の向上、学校の活性化を図り、もって本県の教育水準の維持向上に資するため」に、教職員のキャリアステージを考慮しながら、全県的視野に立って推進している。 ○ 新規採用教職員については、人事異動の基本的な考え方に示した人材育成の視点に立った人事異動を行っている。
4(8) 免許状による適正配置を行うとともに、教科、経験年数、年齢構成、男女の比率などを配慮すること。	○ 義務標準法による学級編制の標準を基に定めた県の学級編制基準に基づいて教職員を配置している。 ○ 各学校における教職員構成については、年齢・勤務経歴・特技等を勘案した配置に努めている。
6(1) 教職員の長時間過密労働を解消するためには、教職員の定数を増やし、県独自に定数を増やすこと。また、定数改善を強く国に要望すること。	○ 県教育委員会としては、必要な教員数を確保するためには正規教員の増員が必要と考え、小・中学校の条例定数を増加させるとともに、新規採用教員も増加させ、正規教員の確保に努めているところである。そして、教育課題に対応したより効果的な指導體制が実現できるよう努めるとともに、教職員定数のさらなる拡充については、国の予算編成の動向や県の財政状況を踏まえ、検討したいと考えている。
6(5) 採用基準や今後の採用方針を明らかにするとともに採用における年齢・性別による差別を行わないこと。	○ 教員採用については、公正公平に行う必要があり、今後とも適格者の採用に努めていきたい。 ○ 本県では、ここ数年にわたり大量退職期を迎えているが、年齢構成の平準化を図るため、中・長期的な視野に立って採用数を設定することで、教育力の確保に努めている。
6(8) 年度当初に必要な教職員が配置されていない状況をなくすなど、代替教職員	○ 代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけ、任用に努めているところであり、今後も確

<p>の確保については、万全を期し、具体的な対策を示すこと。</p>	<p>保に努めていく。</p>
<p>14 「教職員調査票」は、厳封前にチェックしたり、厳封後書き直させたりせず、「校長に直接提出すること」を徹底すること。</p>	<p>○ 記入及び提出等については、「教職員調査票の記入の仕方について」を踏まえ、小・中学校長に対し適切な指導を、市町（学校組合）教育委員会教育長にお願いしている。</p>
<p>15 校長評価については、「教職員調査票」と別紙・無記名にすること。また、新たに「教頭評価」を行うようにすること。</p>	<p>○ 校長評価、校長に対する意見欄については、市町教育委員会教育長が、校長に対する教職員の意見を知った上で、校長に対する指導助言に生かすなど、校長の資質向上と学校の活性化を図ることをねらいとして実施している。</p>
<p>17 特別支援学校と特別支援学級については、専門性の配慮と本人の意思を尊重すること。</p>	<p>○ 教員の適正な配置に努めている。 ○ 市町教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた人事配置に努めている。 ○ 基本研修（初任研、中堅研、20年研）において、対象となる全ての教員が特別支援教育に関連する研修を受講している。希望制の専門研修、教職大学院連携研修においても、特別支援教育に係る講座を設定し、指導支援の工夫等についての資質向上を図っている。</p>
<p>20 教育困難校や不登校の対策及び特別な教育的ニーズがある児童生徒のための正規の教職員を増加配すること。</p>	<p>○ 教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則った教職員定数に加え、県単独の予算措置により教員の増配置を行い、学校の状況に応じた指導体制の充実に努めており、今後とも、市町教育委員会と連携しながら、教員の適正な配置に努めたい。</p>
<p>21 人事異動に伴い、年度内に異動先での打ち合わせが生じた場合は、講師も含め出張扱いとすること。</p>	<p>○ 人事異動に伴う年度内における事務連絡等の勤務態様は、その内容を精査し、必要と認められるときは公務として対応することができる。</p>